

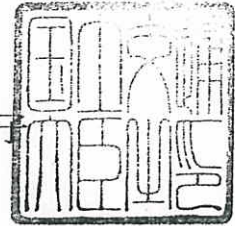


認 定 書

国 住 指 第 2206 号
平成 14 年 5 月 17 日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各 1 時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP060NE-9308

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

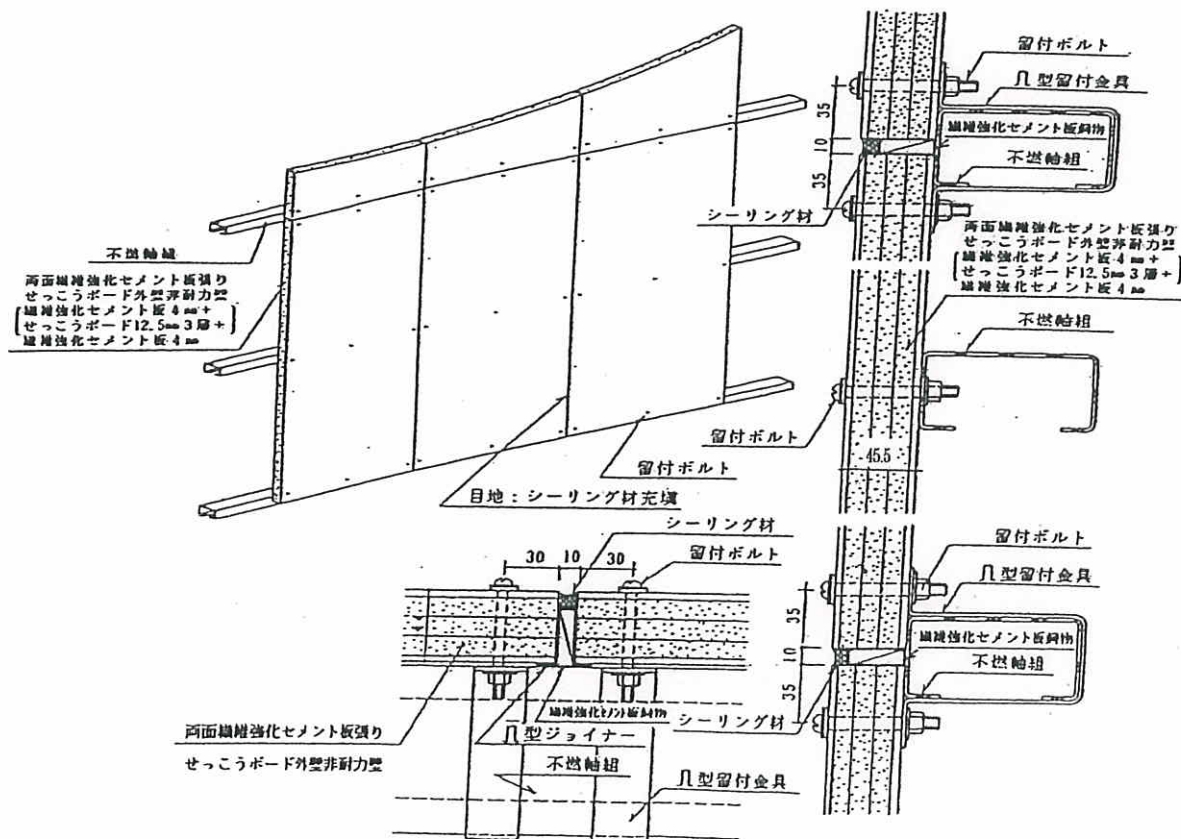
両面繊維強化セメント板張/せっこうボード重張外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	FP060NE-9308	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	両面繊維強化セメント板張 ／せっこうボード重張外壁	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 外壁
2. 試験機関名 建設省建築研究所
3. 試験機関名受託番号 建研45-54号
4. 構造説明図 (単位 mm)



5. 材料等説明

5.1 両面繊維強化セメント板張/せっこうボード重張外壁

厚さ 45.5 mm

表・裏面材料の繊維強化セメント板は国土交通大臣認定NM-8576及びNM-8577に該当のもの。

芯材のせっこうボードはNM-8612、NM-8615及びNM-8619に該当のもの。

5.2 繊維強化セメント板製品の厚さ

製品名		厚さ (mm)
波板		6.3
ボ ー ド	フレキシブル板	4・5・6・8
	軟質フレキシブル板	4・5・6
	平板	5・6
	軟質板	4
	パーライト板	6・8・10・12
けいカル板	4・5・6・8・10・12	

5.3 繊維強化セメント板の組成

繊維強化セメント板 1種

JIS A 5430 による。

繊維強化セメント板 2種

	波板	フレキシブル板
ポルトランドセメント	69%以上	58%以上
無機質充填材	20%以下	30%以下
石綿	5%以下	5%以下
有機質繊維	6%以下	7%以下

繊維強化セメント板 3種

けい酸カルシウム	75~89%
無機繊維質	11%以上
有機質	6%以下

5.4 せっこうボード製品の厚さ

製品名	厚さ (mm)
せっこうボード (NM-8612・NM-8619)	12.5 15.0
強化せっこうボード (NM-8615)	12.5 15.0 21.0 25.0

5.5 標準寸法(mm) 910×1820、910×2420、910×2730、1210×2420等

6. 標準仕様

6.1 大壁式工法

パネルは原則として金属製胴ぶちに留付けるものとし、中胴ぶちを必ずいれ、少なくともパネル1枚について3列は留付けるものとする。

但し、1列についてボルトその他の取付金具は3本以上とする。

6.2 目地部

目地は標準 10 mm内外とし、その雨仕舞としてはジョイナー、コーキング材あるいはジョイナー、コーキング材併用等とする。

6.3 サッシはめ込み工法

パネルとサッシの周囲の押えぶちとのかかりはパネル寸法により異なるが 910×1820 mmのパネルは 10 mm以上、1210×2720 mmのパネルは 20 mmのかかりを必要とする。

7. 付帯条件

外壁（非耐力壁）において耐火パネルを接合するための方立、無目等の金属製の枠組は（昭和 41 年 2 月 3 日住指発第 59 号）に適合するものとする。